

令和元年第6回大町町議会（定例会）会議録（第1号）						
招集年月日	令和元年9月30日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開会	令和元年9月30日	午前9時57分	議長	三谷英史	
	散会	令和元年9月30日	午前10時28分	議長	三谷英史	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	三谷英史	○	5	三根和之	○
	2	藤瀬都子	○	6	武村妃呂子	○
	3	山下淳也	○	7	諸石重信	○
	4	鶴崎敏彦	○	8	中山初代	○
会議録署名議員	3番	山下淳也	4番	鶴崎敏彦		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	田島宏隆	書記	亀川修		
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	三角治		
	会計管理者	成富貞伸	教育長	船木幸博		
	総務課長	坂井清英	総務課参事	藤瀬善徳		
	企画政策課長	井原正博	生活環境課長	古賀壯		
	町民課長	西森明広	子育て・健康課長	古賀恵子		
	福祉課長	岩瀬重義	農林建設課長	森光昭		
	教育委員会事務局長	小木誠				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

## ▽令和元年9月30日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案等の報告及び一括上程
- 日程第4 提案理由の説明
- 日程第5 議案等の委員会付託
- 日程第6 選挙第8号 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙

---

### 午前9時57分 開会

#### ○議長（三谷英史君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和元年第6回大町町議会定例会1日目は成立しました。これより開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

今期定例会において、地方自治法第121条の規定により、議案説明のため町長、副町長、教育長、各課長及び局長の出席通知がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

閉会中の議会に関する諸報告は、別紙配付の報告書のとおりでございます。

以上で諸報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長（三谷英史君）

日程第1. 会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番山下議員、4番鶴崎議員を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

#### ○議長（三谷英史君）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、別紙配付の会期日程表のとおり、本日から10月4日までの5日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から10月4日までの5日間と決定いたしました。

### 日程第3 議案等の報告及び一括上程

○議長（三谷英史君）

日程第3. 今期定例会には、告知のとおり、町長提出の議案18件のほか、陳情1件がございます。

事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

ただいま朗読させました議案第40号から議案第57号までを一括上程し、これより議題といたします。

### 日程第4 提案理由の説明

○議長（三谷英史君）

日程第4. これより議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

本日、令和元年第6回大町町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には災害対応等御多用の中、御参集いただき感謝を申し上げます。

本定例会の招集につきましては、災害対応のため遅くなりましたこと、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、今定例会に提案します議案につきましては、さきに告知のとおり、専決処分の承認案件3件、条例案件3件、各会計別の決算認定案件6件、各会計別の補正予算案件5件、事務組合の規約変更案件1件の18議案を提案しておりますが、提案理由を申し上げる前に災害対応状況について報告をさせていただき、その後、議案提案の趣旨を申し上げます。

8月豪雨による28日未明の発災以来、一月がたちました。広範囲に及ぶ田畑や家屋の浸水に加えて、油の流出、ボタ山の一部崩壊など、かつて経験したことのない未曾有の災害が発生し、浸水面積約390ヘクタール、うち油被害面積約100ヘクタール、その中でも農地41.3ヘクタール、家屋約200戸ほどに深刻な被害が及んでいると推定をしております。そして、避難所には今でも17世帯、26人の方が避難をされており、不自由な生活を送られております。日の明るいうちは自宅の片づけに追われ、疲れ切って避難所に帰還されるという厳しい日々を繰り返されており、このような状況を少しでも改善していくために、自宅避難者を含めた被災者の皆さんの声を聞き、検討を重ねたところ、20世帯の方が公営住宅等に避難拠点を移したいとの希望があり、準備ができ次第、随時移っていただいております。

町としましても、被災された方々が一日でも早く自宅での生活がかない、日常に戻っていただけるよう全力を尽くしてまいります。

なお、現時点で罹災証明申請283件のうち231件、被災証明は申請済み分378件全件の発行を済ませております。同時に、個別具体的に対応するための相談窓口を設置し、被災された方々の生活再建支援に関するきめ細やかな情報を提供するとともに、不安払拭に努めております。

また、滞納整理機構に派遣をしておりました職員を10月1日付をもちまして引き揚げさせていただき、農林建設課への増員を図り、災害復旧や農業者支援等の円滑な推進に向けて増強していくこととしております。

今回の大雨では、大町町はかつてないほどの大災害に相對しております。しかしながら、発災直後から国や県、多くの自治体、ボランティアの皆さんなどからの支援や、また、激甚災害としての指定も見込まれており、災害救助法、被災者生活再建支援法の適用など、復旧・復興を進めていく上でも心強く感じております。

議員各位におかれましても、このたびの災害対応には各段の御尽力をいただき感謝をしております。このような支援、力添えを励みとして今こそ町力を発揮し、オール大町、そして職員一丸となり、スピード感を持って早期復興を目指していきたいと思っております。

今後とも諸事情を御理解いただき、御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。  
それでは、これより議案について提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について）。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正、関係する政令の一部改正及び内閣府令が公布され、8月1日に施行されたことに伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要があり、同改正について町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

主な内容としましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正において、災害援護資金に係る償還金の支払い猶予、償還免除、その猶予及び免除を判断するに当たり、資産等の状況を把握するため報告等を求めることができるように規定されたものでございます。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（大町町災害り災者に対する見舞金等支給条例の一部を改正する条例について）。

令和元年8月の前線に伴う大雨による甚大な被害に鑑み、近隣市の支給状況を踏まえ、見舞金の見直しを行い、生活再建及び自立更生の一助とするために大町町災害り災者に対する見舞金等支給条例の一部を改正する必要があり、同改正について町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

主な内容としましては、住家の全焼、全壊、全流失について1世帯当たりの見舞金を5万円から10万円、住家の半焼、半壊、半流失について1世帯当たりの見舞金を2万5千円から5万円に見直すものでございます。

また、支給基準としましては、罹災証明書の被害の程度により全壊、大規模半壊を全壊とし、半壊、一部損壊（床上）並びに一部損壊（床下）の油被害を受けた住家を半壊として取り扱うこととしております。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度大町町一般会計補正予算（第4号）について）。

本議案につきましては、8月末の記録的な豪雨で生じた甚大な被害の復旧・復興に向けた予算措置を緊急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、これを専決処分したものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ34億4,008万1千円を追加し、予算総額は77億4,443万1千円となっております。

歳入につきましては、地方交付税1億3,080万円、分担金2,646万円、国庫支出金9億3,590万8千円、県支出金17億7,087万8千円、基金繰入金4億703万5千円、災害復旧事業債1億6,900万円を追加しております。

歳出につきましては、災害救助費 7 億 7,077 万 7 千円、道路災害復旧費 3 億 2,356 万 8 千円、河川災害復旧費 499 万 8 千円、公園災害復旧費 6 億 6,115 万円、農業用施設災害復旧費 4 億 3,054 万 8 千円、農地災害復旧費 11 億 8,515 万 1 千円、林業施設災害復旧費 499 万 9 千円、農林地災害復旧費 4,865 万円などを追加しております。

議案第 43 号 大町町印鑑条例の一部を改正する条例について。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、大町町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

内容としましては、住民票や個人番号カード等への旧氏の記載が可能となり、これに合わせて印鑑登録証明書にも旧氏の記載を可能にするための改正を行うものでございます。

議案第 44 号 大町町分担金徴収条例の一部を改正する条例について。

令和元年 8 月豪雨災害によって崩壊した農地及び林地で、国庫補助の対象にならない箇所  
の復旧事業である県単農林地崩壊防止事業の補助率変更に伴い、関係条例を改正するもので  
ございます。

議案第 45 号 大町町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する  
条例について。

本議案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための  
関係法律の整理に関する法律が本年 6 月 14 日に公布されたことに伴い、成年被後見人等であ  
ることを理由に権利の制限がなされることがないように、本町消防団の団員の任免に係る欠格  
条項について改正を行うものでございます。

議案第 46 号 平成 30 年度大町町一般会計決算認定について。

議案第 47 号 平成 30 年度大町町後期高齢者医療特別会計決算認定について。

議案第 48 号 平成 30 年度大町町国民健康保険特別会計決算認定について。

議案第 49 号 平成 30 年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計決算認定につい  
て。

議案第 50 号 平成 30 年度大町町病院事業清算特別会計決算認定について。

以上の 5 議案につきましては、平成 30 年度の一般会計及び特別会計の決算について認定を  
お願いするものでございます。

一般会計の決算額は、歳入 55 億 1,867 万 8,157 円、歳出 53 億 4,210 万 4,152 円で、歳入歳出の  
差し引きは 1 億 7,657 万 4,005 円となっております。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入9,871万4,388円、歳出9,852万7,881円で、歳入歳出の差し引きは18万6,507円となっております。

また、国民健康保険特別会計の決算額は、歳入11億7,448万6,050円、歳出11億4,668万592円で、歳入歳出の差し引きは2,780万5,458円となっており、また、灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計の決算額は、歳入歳出とも406万5,037円で、歳入歳出の差し引きはゼロ円となっております。

病院事業清算特別会計の決算額は、歳入歳出とも1億9,116万4,007円で、歳入歳出の差し引きはゼロ円となっております。

なお、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査を経て、別紙のとおりその意見を付しております。

議案第51号 平成30年度大町町水道事業会計決算認定について。

本議案につきましては、平成30年度の公営企業会計の決算について認定をお願いするものでございます。

水道事業の決算額は、収益的収支については、収入1億9,461万1,547円、支出1億8,783万6,290円で、資本的収支については、収入1,498万9,200円、支出5,079万5,597円となっております。

資本的収入が資本的支出に不足する額は、当年度分、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をしております。

なお、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査を経て、別紙のとおりその意見を付しております。

議案第52号 令和元年度大町町一般会計補正予算（第5号）について。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億5,604万3千円を追加し、予算総額は82億47万4千円となっております。

歳入の主なものにつきましては、子ども・子育て支援臨時交付金1,070万4千円、普通交付税5,520万円、ふるさと応援寄附金4億円、前年度繰越金2,935万3千円などを追加し、保育園保育料1,660万6千円、財政調整基金繰入金2,000万円、臨時財政対策債1,035万6千円など減額しております。

歳出の主なものにつきましては、ふるさと応援寄附金管理運営事業4億円、喫煙ブース設置工事110万円、被災者入浴支援業務委託料100万円、水道事業会計繰出金5,000万円、本通

防火水槽撤去工事283万8千円などを追加し、町長・町議会議員選挙費141万7千円などを減額しております。

議案第53号 令和元年度大町町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ49万円を追加し、予算総額は1億229万円となっております。

歳入につきましては、督促手数料2千円、保険料還付金30万3千円、繰越金18万5千円などを追加しております。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金16万円、保険料過年度還付金30万4千円、一般会計繰出金2万6千円を追加しております。

議案第54号 令和元年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,313万1千円を追加し、予算総額は10億581万3千円となっております。

歳入につきましては、繰越金1,313万1千円を追加しております。

歳出につきましては、保険給付費等交付金償還金1,292万4千円、一般会計繰出金20万7千円を追加しております。

議案第55号 令和元年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計補正予算（第1号）について。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ271万4千円を追加し、予算総額は1,110万2千円となっております。

歳入につきましては、基金繰入金271万4千円を追加しております。

歳出につきましては、不動寺ポンプ施設管理費として工事請負費162万4千円、修繕料100万円、光熱水費9万円を追加しております。

議案第56号 令和元年度大町町水道事業会計補正予算（第2号）について。

今回の補正では、収益的収入の予算総額を2億4,372万7千円とし、収益的支出の予算総額を2億6,510万1千円とするものでございます。

具体的には、収入において、一般会計補助金で資産の有償譲渡5,000万円、加入金として99万円を追加しております。

支出につきましては、原水及び浄水費961万3千円、配水及び給水費27万5千円、総係費33万5千円、資産減耗費5,766万3千円をそれぞれ追加しております。

収支の主な内容につきましては、水道事業統合に伴い、佐賀西部広域水道企業団へ引き継ぎがない水道施設の未償却残高等を支出の資産減耗費として5,766万3千円計上していますが、累積欠損金が生じたため、一般会計補助金5,000万円で、有償譲渡により一般会計に移しかえるものでございます。

収益的収入額が収益的支出に不足する額2,137万4千円は、未処分利益剰余金で補填することとしております。

議案第57号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について。

本議案につきましては、令和2年3月31日をもって西佐賀水道企業団が解散することから、同企業団を佐賀県市町総合事務組合から脱退させ、これに伴い、同組合同規約を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、18議案をよろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三谷英史君）

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

#### 日程第5 議案等の委員会付託

○議長（三谷英史君）

日程第5. 議案等の委員会付託を行います。

議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案は議案付託表のとおり関係委員会に付託することに決定いたしました。

#### 日程第6 選挙第8号 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙

○議長（三谷英史君）

日程第6. 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙を行います。

本件は、杵島工業用水道企業団規約第6条第3項の規定で、企業団の議員に欠員が生じた場合は直ちに補充するようになっており、現在、町の補助職員が欠員になっているため、その中から1名を選出するものです。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

杵島工業用水道企業団議会議員に町の補助職員の中から三角治副町長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました三角副町長を杵島工業用水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました三角副町長が杵島工業用水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました三角副町長が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。議事進行についての御協力まことにありがとうございました。

午前10時28分 散会